

杉並区議会事務局条例

(昭和25年12月27日条例第13号)

改正 平成9年3月21日条例第12号

第1条 杉並区議会の事務を処理するため、事務局（以下「局」という。）を置く。

第2条 局に次の職員を置く。

事務局長

書記

第3条 事務局長は議長の命を受けて局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

事務局長に事故あるときは、上席書記がその事務を代理する。

第4条 この条例の施行について必要な事項は議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

この条例施行前になした事務及び手続については、この条例によつてなしたものとみなす。

附 則（平成9年3月21日条例第12号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。